

第5回臨時田沢湖・角館・西木合併協議会

会 議 録

平成16年6月16日(水)

第5回臨時田沢湖・角館・西木合併協議会

開催年月日 平成16年6月16日

開催場所 田沢湖町総合開発センター 大集会室

合併協議会委員定数 28名

開 会 午後1時35分

閉 会 午後4時55分

田沢湖・角館・西木合併協議会出席者

会 長 佐 藤 清 雄

副 会 長 太 田 芳 文

田 代 千代志

委 員 (田沢湖町)

高 橋 正 男

千 葉 勇

田 口 喜 義

信 田 幸 雄

稲 田 修

堀 川 光 博

小 松 直

細 川 雪 子

(角館町)

田 口 勝 次

小 林 一 雄

戸 沢 清

沢 田 信 男

佐々木 章

辻 均

山 本 陽 一

三 杉 真紀子

(西木村)

佐 藤 雄 孝

佐久間 健 一

佐 藤 宗 善

伊 藤 邦 彦

武 藤 昭 男

鈴 木 重 藏

門 脇 明

藤 井 けい子

(秋田県)

本 間 智

以上28名

田沢湖・角館・西木合併協議会欠席者

なし

田沢湖・角館・西木合併協議会幹事会

幹事長	野中秀人		
副幹事長	羽川昭紘	大澤隆	
幹事	浦山清悦	藤木春悦	
	浅利武久		

田沢湖・角館・西木合併協議会事務局

局長	大楽進		
副局長	高橋徹		
次長	羽川茂幸	藤村好正	
事務局職員	高橋信次	佐藤祥子	
	芳賀満希子	富木弘一	
	能美正俊	阿部聡	
	高橋良宣	田口信幸	
	田村政志	高倉正人	
	若松正輝	猪本博範	

会議次第

- 1．開会
- 2．会長あいさつ
- 3．会議録署名委員の指名について
- 4．議題
 - 協議案第5号 新自治体の名称について（継続協議）
 - 協議案第10号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて（継続協議）
 - 協議案第11号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて（継続協議）
- 5．閉会

開会 13:35

事務局長 皆様大変お待たせいたしました。ただ今から第5回臨時田沢湖・角館・西木合併協議会を開会いたします。開会にあたりまして、会長の佐藤田沢湖町長よりご挨拶を申し上げます。

会長 ちょうど、田んぼの稲も日増しに青くなってきております今日、田沢湖・角館・西木臨時協議会の開会をいたしたところ、それぞれご多忙の中、今日の会議にご出席いただきまして、厚くお礼を申し上げます。去る5月31日に開催をいたしました合併協議会の中で、今日2つの話題についてご提案をし、あるいは又、農業委員会も含めて3つの提案を申し上げる訳でございますが、長い間の新市名の取扱いについて、皆さんからいろいろご協議をいただいて進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げまして、開会の挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

事務局長 ありがとうございました。それでは会議に入らせていただきます。議事は会議次第に従いまして進めさせていただきますが、ここで出席委員数を報告させていただきます。本日、角館町の山本陽一委員から30分程遅れるという遅刻届が出ております。現在27名の委員の出席でございますので、合併協議会規約によりまして、本会議が成立いたしますことをご報告いたします。次に委員の皆様には毎回お願いでございますが、会議における発言につきましては、会議録を作成しておりますので、町村名とお名前をおっしゃってからご発言くださるようお願いいたします。次に傍聴者の皆様にもお願いいたします。会議傍聴要綱により会議における発言等につきましては、拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、私語、談笑等会議の妨害となるような行為、会議の秩序を乱す行為は出来ない事になっておりますので、守ってくださるようよろしくお願いいたします。それから報道関係の皆様にもお願いいたします。本日はご覧のように大変会場が狭くなっておりますので、会議の進行の妨げにならないよう、よろしくご協力をお願いいたします。なお、会議の議長は会長がつとめることになっておりますので、会長より進行の方よろしくお願いいたします。

会長 それではこれより、第5回目の田沢湖・角館・西木臨時合併協議会を開会したいと思います。始めに会議録署名委員について、運営規程第6条第3項の規程によりまして、私の方から3名を指名することになっておりますので、私から指名させていただきます。田沢湖町、高橋正男委員。角館町、佐々木章委員。西木村、門脇明委員を指名いたします。それでは早速議題に入らせていただきます。協議案件第5号新自治体の

名称についての新市名の候補の選定についてであります。私から、2月13日の臨時協議会で確認されております新市名称の決定方法に基づき、第12回の合併協議会で委員の市名の投票によりまして決定され、第3次名称候補の4作品の中から新市名称の最終の協議を行いたいと存じますが、協議に入る前に先程3議会の皆さんから私の方に、特に提案をしたいという内容を頂戴いたしておりますので、3議会を代表されまして、角館町議会議長の戸沢議長さんから最初にご発言を許しますがいかがでしょうか。

(「なし」と言う声あり)

会長 それでは皆さんのご承諾をいただきましたので、発言をお願い申し上げます。

戸沢委員 角館の戸沢でございます。実は今、会長さんから冒頭にこういうお話ありましたが、議会選出の9名の議員の皆様方でいろいろ協議をいたしたのであります。これは、ここに出席される皆様方が同じ責任の基にやっつけていかなければいけない観点から、議会が一本でひとつ出来るならば、そういう提案を申し上げたらという観点であります。実は名称について最終選考の一步手前だけれども、いずれもそれぞれ評価をいたす名称であります。各々この名称で投票致したり、話し合いをこれから続けても、いずれこの状況では最終的選考に向けて、通す考え方だけでは、合併を成し遂げる事が出来ないのではないか。合併が出来ない方向にどんどんどんどん進んで行って、深みにはまる傾向が出てきているのではないかという判断であります。従って、合併を成し遂げる為に、大変、身を削る思いだけれども、お互い身を削る思いだけれども、ここで現町村名を除いた形で新しい新市の名称を考えたらどうかということになります。その後については、いろいろ決め方があると思いますが、なにしろ住民参加を求めたことも評価しながら、そういう名称を選ぶべきだということになります。この背景にある判断でありますけれども、町村名を除いた形で住民に公募して、結局、現実的に名称がネックになって合併が出来なかったり、あるいは合併が出来ても、その後の新しい地域づくりがスムーズに行かなかったりすることでは、我々が大変な責任を負うことになりますので、然らば責任を取る形で解決出来る問題でもない訳です。しかも、時間をかけても解決出来る見通しが立たないということでありまして、従えて、今判断いたすべきだと。この事を今判断いたして前に進むべきだと。こういうことあります。ただし、これについては、ご承知のように各町村議会並びに住民に対する説明責任がございます。従ってこの時点で今後各町村議会あるいは住民に対して、どういう形で、いろいろな説明責任を果たすべきだ。そして、この方向で合併を成し遂げるという決意で望むべきだ。このようなことで3町村議会9名合意に達しました。3町村議長連名で提案致すしだいあります。今後の取扱いについては皆さんで

ご協議願えれば幸いです。以上です。

会長 ただ今、戸沢委員さんから申し入れのありましたご発言。このことについて今日出席されている委員の皆さんからも、それに対するご意見がありますればご意見を頂戴し、そうした上で私ども 3 町村長、そして協議をしながらこれに対応して参りたいというように考えているわけでありますので、今日出席の委員の皆さんから、ただ今のご発言に対してご意見がありますればご発言をお願い申し上げます。

佐々木委員 角館の佐々木です。今、戸沢議長の方から議会の協議ということでご発言ありましたけれども、さらに付け加えさせていただきたいと思えますことは、これは皆さん方のご協議の中での事になると思えますけれども、今日、今、お話された背景の中には今、上がっています 4 つの名称で進みますと、必ずどういう形になってもそれぞれ皆様方が自分の気持ちを持って今まで投票してきた名称について必ずこの後、投票になりますと 3 番目という結果が出てくるのではないかなと。そういうことによって、この先の合併協議が崩れていくと。最終的にそれぞれの傷を負ったままに合併を進めて行っても、私は大変なことになると思う事がありまして、出来ればこの 4 つの名称を下げるという言い方が良いのかどうか私にも分かりませんが、この名称以外の対象の物をもう一度、この協議の中で考えながら纏め上げていただければと思えます。出来ればその事も含めてこれから休憩等でお話になると思えますけれども、現町村名のみならず、同じような立場で出来れば今の 4 つの名称につきまして、それぞれに皆さん本当の思いがあって今まで投票してきたその結果だと思えますので、同じような形で扱っていただければ良いのではないかというご意見を申し上げておきます。

会長 ご意見と申しますか、考え方ということでございますので承りながら、他にございませんか。

細川委員 田沢湖の細川です。ただ今の戸沢議長さんのお話を本当に敬意を持って聞いておりました。3 町村の議会関係の皆さんの、互いに身を削る思いでという言葉をお借りして申し上げれば、誠にそのとおりでありまして、そういう気持ちを超えまして、私たちがずっと協議しております合併を達成するという事に向けての大いなる決断だと大きな拍手を贈りたいと思えます。そうすると新しい名前は現在のところ二つ挙がっておりますが、その他の名前というご意見もありましたが、その事については、私は否定するものではありませんが、その進め方についてはルールをしっかりと新しく作るなら作って進んでいけたらと思えます。現在の名前を下げて新しい名前を進んでいくという進め方について本当にありがたく思っております。

会長 はいどうぞ。ただ今、ご発言がございましたが、私ども委員の皆さんと協議をしていく上に、ただ今ご発言ありました議会の皆さんと私どもその取扱いについて、今、名前の関係についてご発言ございましたので、そういうのを含めて暫時休憩をしながら若干の協議をさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 異議なしということでございますので、それでは私ども 3 首長と議会のそれぞれの 9 人の皆さんと、今のそうしたものを含めた協議をして参りますので暫時休憩いたします。

休憩 13:51

再開 14:37

会長 会議を再開いたします。ただ今、先程、ご提案してご承認をいただきました、議会の議長、副議長、特別委員長の皆さん方と私ども協議をいたしました。協議内容については戸沢議長さんから提案されました内容についてを審議いたしまして、この経過については事務局長から、同席をさせておりましたので内容については事務局長から報告をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

事務局長 それでは私から休憩中の町村長と議会代表委員との協議の経過についてご説明いたします。先程、協議会の冒頭で議会代表の角館町の戸沢議長からご提案があった合併を成し遂げる為に現町村名をはずして…。失礼しました。3 町村議長の連名の提案でございますが、内容につきましてそれで確認した訳でございます。中身についてですが、どこまで遡るかということでございますが、話し合いとしましては第 2 次選定の…。第 1 次選定で名称選考委員会で 20 を選定した中から 3 票以内ずつ投票していただいて、第 2 次選定で 10 の名前が残った訳でございますが、その中から田沢湖、角館という現町村名は外すということは確認しましたが、それ以降につきましてはもう少し協議が必要であろうということで皆さんのご意見も伺いながら継続協議としたいということで意見が纏まったところでございます。以上簡単でございますが協議の経過についてご報告いたします。

会長 ただ今、事務局長から審議の経過についてご説明申し上げましたことについて、若干皆さんからご意見を伺いながら、最後に事務局長からお話ありました方向で進めて参りたいと思いますが、これについてご意見等頂戴したいと思います。

稲田委員 田沢湖の稲田です。事務局長からの報告で、また田沢湖と角館を連ねる名前

も選択肢の 1 つということで、結論でなくて持ち越しということになりますけれども、私はこの連ねる名前は 1 回法定協議会で否決された経過がありますので、これをもう一度復活して協議するということについて、いかがなものかということでもあります。そういふことでもありますので、今日、この件については入れないか入れるかということは、委員の方々にいろいろお話を聞いて、そして決断するべきだと思いますけれども、これをまた各町村に持ち帰ってあれすれば、さっきうちの方の議長と話したのですが、笑われる。法定協議会なにやっていると言われますので、そのあたりもうちょっと取り扱い方について協議をお願いいたしたいと思います。

佐藤（宗）委員 西木村の佐藤でございます。それに付け加えてでございますけれども、我々の議会で構成する委員の方々でお話しました。2 次選定まで戻すということでございますけれども、既存の名称は除くというようなことでも 3 首長に提案してございます。また公募した中で、田沢湖角館市。ひらがなのたざわこ市も公募の中から出ておりますけれども、それを含めまして、全部で 10 個ありますけれども、それも除きながら 6 つの中から協議提案を 3 首長さんから提案してもらいたいということも申し上げました。そうした中、既存の名称が入らなかった場合についてはもしかしたら、投票に行かなくても話し合いでも出来るのではないかと考えておきまして、その辺の所も、ただ持ち帰るのではなくて、ある程度そのことも踏まえながら、持ち帰るなら持ち帰るなりに再度提案していただきたい。角館の議長さんはあえて英断を下しまして、そうした中で既存の名前をはずすといふようなことであつたろうと思います。やはりそれは、せっかく公募してくださった方に申し訳ございませんけれども、10 の選定にもあつた 8 番目と 7 番目の田沢湖角館市、ひらがなのたざわこ市。これも既存の名前と解釈しながら 6 つの中から選んで、出来れば投票でなくて、話し合いで決定していただきたいと、そのように思います。

会長 はいどうぞ。

藤井委員 西木村の藤井です。この既存の名前を使わないと言いながらも、田沢湖角館市というのを入れるという事自体が、今まで何回の協議を重ねてこれをはずした事かそれを思うと、それをまた入れるということはどうかなと思います。

三杉委員 ただですね、公募する時に現町村名を除いて公募してまして、住民の方からいただいた名前の中に、この連称方式があつたわけですよ。ここで否決されたものが更に出てきたということ、委員の方方もちょっと噛み締めて良く考えなければいけない問題だと思います。

会長 他にありませんか。どうぞ。

辻委員 角館の辻でございます。私は三杉さんと違いまして、先の御三方の発言と同じでございます。角館と田沢湖という名前が入っている限り、これは絶対消すべきだと思います。よろしくお願いいたします。

会長 他にございませんか。どうぞ。

三杉委員 公募する時に、民意を、本来であれば公募になってなかったわけですよ。それを公募するにあたって民意を反映する為にということで、この委員の中の人達が何人が言ったわけですよ。民意を反映するということをよく考えてもらいたいと思います。その時に、公募になる前に、この委員のある一部の方でも民意を反映する為に公募が必要だと言ったその民意が、今例えば連称が出てきたと。じゃあその部分を消すという簡単なもので良いのか。公募にあたって責任というものがあつたはずなのです。そこをちゃんと踏まえてないと。ただ単にここで削ってしまう。そういうのはうまくないと思います私。

会長 はいどうぞ。

山本委員 協議会で連称案ということのを否決されて、住民に公募された場合、それが出てきたと。今回 4 つほど協議委員の人方で最終選考をしたと。その中で田沢湖角館市は選考されておられません。だから皆そこで、自分たちの今まで責任もってこのことをやったことを投票したと思います。30 分位遅れてきて申し訳ございませんけれども、私はここまで来たら皆でひとつの新しい名前を付けてそこに 1 本の線を絞ってやっていくんだという、ここに来てそういう力が大事だと思います。ここまで来たら後戻りするのではなくまったく新しい名前でも、皆でこれから一つの市に纏まって行こうとする、そういう気が無ければ、これから合併しても新しい市は大変難しいと思います。今回はまったく新しい名前でも、先程議長さん申されておりましたけれども、新しい名前でも皆の英知を結集して、新しい市を作る為に皆でやって行きたいと思っておりますけれども、よろしくお願いいたします。

細川委員 田沢湖の細川です。先程、田沢湖角館市が上がった言うことは民意だというお話がありましたが、それも確かです。しかし私たちのこの協議会は民意を大事にしつつも、新しい市を作るという大きな目当てがあります。新しい市を作る大きな目当ての為に、その民意をどこで活かすかという事を考えていけば、後戻りするのか、今まで否決された事をもう一度民意だと証して、それを取り上げて進めていくか、それとも私たちが先程、議長団の皆さんからすばらしいお話をいただきましたが、そのことをもう一度頭を絞って、どうしたら 3 町村が納得できるか、どちらを歩むかということではないでしょうか。民意を問うということが、本当の民意を問うというのがどちらでしょうか。そのところを私たち委員は考えて行ったらよろしいかと思っております。

武藤委員 西木の武藤でございます。ただいまお 2 人の委員からすばらしいご発言をいただきました。私は本来は今日はこの 4 つの中から投票で選び、最後は話合いで決めるという腹づもりで参りましたけれども、議会議員の話によりますと、どうも田沢湖、角館が、引っ張り合いがひどすぎる。合併してもすばらしい市は出来てこないのではないかと。この際、この 2 つの名前を捨てて、新しい市には新しい市の名前を付けようじゃないか。というような発想が出ましたので賛成しておりました。ところがこの協議会に入りますと、連称方式がまた出てくる。これではいつまでたっても合併というものの期限には間に合わないのではないかと。1 年間論議しております。もし今の連称方式をまた持ち込むのだったら、今日ここで委員の採決をお願いしたい。以上提案いたします。

会長 他にございませんか。はいどうぞ。

藤井委員 西木村の藤井です。最初 3 ヶ町村を合併したら、それぞれの顔が出てきて、それぞれが上手くいくのではないかと言ったのは私です。それで 3 ヶ町村の合併にすごく賛成でしたけれども、名前がそっちが良いの。こっちが良いのと話しているこの状態でしたら、他の何かをやるうとしても、なにか予算を立てようとしても、こっちの観光が大事だとか、こっちの観光が大事だとかと、必ず私は足引っ張りが出てくると思うのです。今この場になって、ここまで揉めてきたのだったら、一向に新しい名前にして、皆 3 町村が新しい気持ちで、再出発するという。それから今までにない、これから人にどのような形にしたら皆さんが多く、リピーターが多く来てくれるような観光地に出来るかということ、皆で話合っていくためにも、既存の名前ではなくて、新しい気持ちで新しい名前に決めて、それに向かって行ったらいかがでしょうか。私はどこまでも、自分の方、自分の方と言って、主張していくこと自体が、3 町村が合併しても絶対良くなれないと思うのです。それが、これが今新しい名前になった場合、今まで揉めてきた、こういう苦しい思いが、また 1 つのバネになって新しい出発ができるのではないかと私は思います。今ここでひとつ改めて、新しい気持ちで、それこそ新しい市が生まれ変わるのだという気持ちで、再出発して欲しいです。もしそれが出来なければ、私はこの会の委員としての退任も覚悟しておりますし、それから合併が出来なくなった場合もそれは覚悟しております。皆さんどうかお願いがあります。新しい気持ちで新しい市をこれから作るということでがんばって欲しいと思います。以上です。

会長 他にございませんか。はいどうぞ。

田口(勝)委員 角館の田口ですけれども、経過をたどればですね、首長さん方に対して、3 町村の議会の議員の方々が揃って、この今日の最終決定に向けて議論をした中で、

このまま投票という形で進むとすれば、この合併についてはかなり危険な状態になる。従ってそれを回避する為にどうするかというお話しをして、した結果、町長さん方にこういう形でいかがかという内容を示したと思います。今、その事については了承されておりますけれども、その後のルール作りについて今まで休憩を挟んでお話しをしたそうですけれども、それが纏まらなかったということで、そういう内容を伺いました。今ここにきてですね、連称をどうするか、それから新しい名前というお話も出ております。私に言わせましては、連称は対象から外すべきであるというふうに思います。それから、当然みちのく市というものについても外すべきであると。これは角館、田沢湖、そして西木の3つの町村の委員の方々がそれぞれ選んだ名前であります。そのものもすべて外すと、そういう形で、新しい名前を求めるという形が最も良いのではないかなというふうに思いますので、そういう意味で連称もみちのく市も外した形で、それから北の都市も外して、その他の名前で選んでいくということで合意が出来るとすれば、進んでも良いのではないかなというふうに思います。

会長 他にございませんか。今、皆さんから提案されているのは、議会の皆さん方から提案した内容についての考え方の賛成の考え方。また、公募としてのこれに対する重みをどう思っているのかというご提案。それから、除くということはやぶさかでないだろうけれども、今回出してあるみちのく市という、これも除くべきでないかという提案。こういう考え方で、今までの話では総合すれば、総合的な考えかたが出されたというふうに受け止めますがいかがですか。このことについては、そういう考え方が述べられたということで。これは皆さん確認できますか。

武藤委員 田口さんから今、みちのく市も外さなきゃならないというご発言ございましたけれども、どういう理由かをもう少し明確に聞きたいと思いますのでお願いします。

田口（勝）委員 今そういう質問が出ましたけれども、基本的には、新市名を含めて合併を進める為には、お互いに譲り合いの精神も、もちろん必要でありますけれども、この市名、名称を決定するにあたっては、調整役が必要であるというふうに私は思っておりました。その調整役には、西木村がいつでも調整役になりますよと、あるいは接着剤になりますよと、言うご発言がこの協議会の中でも、聞かされてまいりました。しかしこの新市名の2次3次選定にいたる過程の中で、みちのく市というのが、西木村の委員の方々が大半、みちのく市という投票をしたということを伺って、そういう分析から行きますと角館、田沢湖、西木村、3つ巴の争いになってしまったと。角の突合せになったと。このことについては、前回の協議会の際にも私も申し上げましたけれども、合併そのものが大変

危険な状態に陥ってきたのではないかなというふうと思うということでお話をいたしました。そういう意味から申し上げて、これから新しいものに向かうとすれば、ルールを変えて、新しいものに向かうとすれば、お互いに白紙の状態に戻って、そして腹をさらけ出してお話できるのかどうかというのが問われていることだろうというふうに思います。そういう意味で、その点を議会議長さんを含めて議会の皆さんはお互いにお話をして、良し分かったということで、この場に至ったというふうに感じておりますので、そういう意味で、みちのく市というものについても、はずして良いのではないかなという理由であります。

会長 はいどうぞ。

佐々木委員 角館の佐々木です。先程、今のみちのくの話あるいは北の都ということで、私、意見として申し上げた中で、私ども町村単位の争いをしている訳ではなかったのです。それぞれの思いがあったはずなのです。角館、田沢湖あるいはみちのく。それぞれの思いの形のを、それぞれこの名称で表したのです。私どもが角館の名称。あるいは田沢湖さんが田沢湖の名称。これをあえて捨てても一緒になろうということなので、どうかそのことを理解してください。また、公募ということについて今、議論ありましたけれども、あえて連称方式だめならだめで結構です。しかしこれも公募の中にありました。現実。同じ公募論で行くのだったら、そこらへんのところ分かってひとつ今並べた 4 つを外していただけないですか。どうか。それで皆同じ立場に立てるのではないかと私はそう思います。まだ思いはあります私にも。しかしそこを曲げて曲げて良いのだと。合併の為にはと思って言っているのです。数の争いになったら嫌だと。またこの中でどこかが傷がつくはずだと。それではこの合併は進まなくなるのだと。出来たら最終選考に入っている 4 つの名称を外していただきたいと。皆それぞれに思いがあると思います。私、西木さんがみちのくどうのこうのではなくて、入れた方々には入れた方々の思いがあると思います。私どもにもあるのですよ。それを通そうとするのでは絶対に合併は纏まらないということで、出来たらこの 4 名称をこの次の選定の段階から外していただきたいと。どうか、連称がどうのこうのということよりも、それぞれの思いの中でありったけのことを、今までやってきたはずです。いろんな会を通して。なんでここまできて公募についての話になったら逆に、もちろんみちのくも北の都も公募です。同じ公募のものを外すのでしたら最終の選定の所でこの 4 つを外していただければと、それぞれの思いがもっともっと伝わってくるのではないかと私はそう思います。

会長 それぞれご発言がなされましたので、ここで暫時休憩したらどうかということでございますので、10分位の休憩をいたしたいと思います。

休憩 15：07

再開 15：18

会長 休憩前に引続き会議を再開いたします。ご発言が武藤委員からということでございますので、武藤さんから。はいどうぞ。

武藤委員 ただ今、西木村の委員の 9 名が集まりまして、市の名前について協議した中で、みちのくが西木村のいわゆる決めたひとつの市の名前であるので、これも外すべきだと、北の都市も外すべきだというご発言がございました。この残された中から次の機会に新しい市を求めるといったことのご発言のようでもございましたけれども、私ども協議した結果、ご承知のように角館の観光地、田沢湖の観光地は両方とも全国に名は知れておるわけでございます。その綱引きの面についてはご存知のとおりでございますが、この仲介の労をとる為には第 3 の市の名前を捨てるべきではないかということで、偶然にみちのく市が西木村で大多数が決めた名前でございますが、これを外されて次の選択肢を見ますと 4 つしか残っておらないわけでございます。あまりにも選択肢が狭くなってしまって、これを入れても必ずしもこれが入ることもないでしょうし、これでこまるということもないと思いますので、その点を今日諮ってもらわないと、次の時にもいろんな問題が出てくるのではないかと考えますので、ひとつ提案して欲しいということでございました。もう 1 つは先程角館の助役さんがおっしゃいましたように、連記制も完全に田沢湖、角館が入っておりますので、これをひとつ除外して欲しいという要望をして欲しいとうことでもございましたので、その点をひとつお諮り願いたいと思います。

会長 ただ今、武藤委員さんから協議の経過についてご報告がなされました。それぞれ考え方をお話いただきましたが、ここで私から提案といいますか、今いろいろなご意見を整理するために、各議会の特別委員長さんと私ども、もう一度協議をして、今のお諮りするということですが、このまま採決をして投票でものを決めるということでは私はいけないという、私はこういう考え方なわけです。話し合い話し合いをして詰めていくことではないかと。私は考え方をもっているわけでありますので、今お話に合ったことはそれぞれお話、提案され、協議され、そして今のお答えをされたら。これを含めて協議をする場を設けて、協議しながら次へ進んでいくという形を提案を申し上げたところですが、いかがですかということなのです。私から。そういう必要が無いと言えばそれまでですが、

稲田委員 田沢湖の稲田ですが、私は首長方の意見が一本化にならなければ、特別委員長方が代表で行って話しても、そこには一致点を見出せないで、また同じ結果になるのではないかと思います。そういうことで、さっきからいろいろな話が出ておりますが、なんとか 3 首長さん方が一枚岩になって、いわゆるその結論に達した時には、私たちはいかようにも対応いたしますので、私は首長さん方の意見の一致こそが大事ではないかと思います。その辺のあたりコメントがありましたら。

会長 コメントを私が出すようなものではないので、今協議をしながら、皆さんもご承知のように、議員の皆さん方はその会議に参加されているいろいろお話をされてきた訳でありますので、それをやはり受けながら今、お話を申し上げているわけでありますので、その点をご理解いただきたい。

堀川委員 田沢湖の堀川です。私も今まで何回か皆さんのお話を聞いてきました。私は名前も大事ですが、田沢湖という名前も残したい。それは本心ですが、実際は合併後の経営の仕方、市民に対するサービスの仕方、これが一番大事ではないですかと思います。この 4 つの名前を私は使わないで、本当に別の皆さんがこれなら良いという名前を命名して、そして市民サービスの事業をする事が私は一番大事ではないかと思います。その為には、この合併協議会も、そういう 1 つの心がけを持って、これからの市の名前、合併後の経営の仕方等について、私の意見を汲むような方法で考えてもらえればありがたいし、もし反論があるとすれば発表していただきたいと思います。

田代委員 西木村の委員の人方と相談しましたが、西木村の委員がみちのくに入れたとそういうことと言われておりますが、確かにいれたでしょうが、断っておきますが、西木村の委員は 9 人しかおりませんので、それ以外からも入っているということは間違いのないと思います。それで、角館の佐々木委員長さんから、これを皆外して 4 つに絞り込みなさいというそういう話でしたけれども、これで行けば北浦が付いた名前 3 つと仙北市の 4 つしか無くなります。そうした場合、非常に選択肢が狭くなるのではないかと。そこで私は、先程第 2 次選定まで戻してというお話でしたけれども、これを選定委員会の 20 選んでくれた所まで戻しまして、それで角館、田沢湖、連想方式を省いた所からスタートしたらいかがなものかと思う訳ですけれどもどうでしょうか。

会長 ただ今、提案をなされました、何れ今協議の過程で 10 の段階からでは非常に狭くなるという協議をしておいた所でありますので、いずれ小委員会で選んでいただいた、20 の中から今の主旨をどう選択しながら決めていくかということが最も大事なのかということで、今、西木の議長さんとも角館の議長さんともお話をした段階で今議長さんから

ご発言をされたわけですが、そういうようなものも含めて私どももう一度、いわゆる各町村の特別委員長さんからもう一度ご意見を頂戴して、そしてやはりそのことに添えながら、今日の会議の考え方を最終的にお示しして皆さんのご賛成をいただければということでもありますので、今、これを除いてこれを入れてということよりも、そこらへんのところを、今までの協議の内容、これを十分踏まえてお話をしながら、して行きたいという考え方ではありますが、このことについてはいかがでしょうか。

(「なぜ特別委員長」という声あり)

会長 いずれ、ご発言は特別委員長さんが、それぞれやっぱりそれぞれの考え方でご発言されているわけでもありますので、そういう特別委員長さんもやはり特別委員会のそうした関係者として重要なご発言がほとんど特別委員長さんからされておりますので、それを調整しながら私も大事なところだと思います。それぞれ4つ抜いた方がいいのではとの特別委員長さんからの発言もあり、そういうのを十分考えて、私はそういう考え方を発言したところでもありますので、その点をご理解をいただきたい。暫時休憩いたします。

(「休憩しないで下さい」という声あり)はい。それでは再開いたします。どうぞ。

藤井委員 西木村の藤井です。休憩しないで下さいと言いましたけれども、今、20の候補の中から選ぶとすれば9つが残る訳ですね。そして今まで角館をずっと見ていた人と、それから田沢湖をずっとそれだけを見ている方がいた訳ですよ。既存の名前を使わない場合、その人方がどっちの方向、どの名前に向くのか、それをなんかこう投票までは行かなくても、何か良い方法で絞るわけにはいかないものですかね。多分、田沢湖だけずっと見ていた人が、新しい名前を使うとなれば、どれを選ぶのかあるのではないかなと思うのですが。

会長 暫時休憩いたします。

休憩 15:32

再開 16:05

会長 会議を再開いたします。ただ今休憩をいただきまして、私ども、3町村長、3助役、各議会の議長さん副議長さん特別委員長さんと協議をいたしました。協議の内容についてご報告申し上げますが、皆さんの御賛成を頂戴いたしたいということで私から発表をさせていただいて、皆さんのご了解をいただきたいと思います。振興局長さんから司会をお願いしながら、現在までの協議内容等について協議いただきまして、そして協議を始めて

まいりました。皆さんからご発言ありますように、そしてまた戸沢議長さんからお話ありますように、現在の町村の名前、角館市、田沢湖市、これは最初からそういう考え方で話申し上げておりましたが、なお、田沢湖角館市も除外すると同時に、現在 4 つ残っているこの名前も取り除くということで話し合いがされまして、皆さんの合意をいただきました。この合意に基づきまして先程お話ありますように、取り除きますと 4 つの名前が第 2 次選定の 10 の中から、ただ今申し上げました名前を取り除きますと、北浦おばこ市、北浦こまち市、北浦市、仙北市の 4 つが名前の中で残る事になります。この名前についても、やはり今回決めるべきでないかと、これをまた協議してどうということは避けるべきでないかと。これまで協議したわけだから 1 つに絞って、今日は、やはり決定すべきでないかというご意見が全員から出されました。そして協議の結果、発表させていただきますが、これについては皆さんのご賛同をお願いいたします。ということで発表させていただきますがいかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

会長 異議なしということでございますので、私から、協議いたしました名前の中で、仙北市を今回決定をいたします。ということで名前の合意を見たわけでありますので、この点について皆さんのご理解をいただきたい。そしてこの名前で進めて参りたい。決定をして参りたい。ということでございますが、この発表で、出来れば拍手でご了解をいただきたいと思っております。

(「拍手」あり)

会長 私の議事の進行のまずさから、大変時間をかけましたわけでありますが、大変おかげさまで合意に達しました。これを 1 つの基本として、先程ご質問ありました、市の、これからの住民の要望をどう答えていくかを更にまた、皆さんと熱心に協議して参りたいと思っております。ということで、継続協議として参りました 5 号の協議案件については、ただ今申し上げましたように、決定をいたしました。

(「拍手」あり)

会長 どうもありがとうございました。それでは、もう 1 つの議題がございますので、これを協議案件として進めて参りたいと思っております。それでは協議案件第 10 号、議会議員の定数及び任期の取扱いについての継続協議についてを議題といたしまして、皆さんからそれぞれご意見を頂戴して進めて参りたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。ただ今提案をいたしました、協議案第 10 号についても、特に議会の皆さんでそれぞれ協議をされているように承っておりますが、このご報告を聞きながら進めたら良いのか、あ

るいは皆さん方から、そこらあたりのご発言をお願いいたしたいと思いますが、はいどうぞ。

稲田委員 田沢湖町議会も議会の在任特例については、最後までいろいろ全力を尽くせという形の中で、進んでまいりましたけれども、今日、議長、副議長、特別委員長等の会議でも合意に達しておりません。そういう形の中で、進行役である会長がどのような進め方をするかわかりませんが、議会として、3町合意に達していないということを申し上げたいと思います。

会長 ただ今、田沢湖議会の特別委員長さんから、3議会の協議が整っていないというご発言ですが、他の委員皆さんからこれについて、ご発言あれば頂戴したいと思います。この前の協議会ではこの次の臨時協議会では、なんとしても決めるというご発言がなされてまいりましたので、これを受けて私は今日、この2つは大きな将来の絆でありますので、もう一度私は協議をいただいて、暫時休憩の中で協議をいただいて、そして協議をして報告をしていただいて、お諮りするということではいかがでしょうか。まだ今日までは纏まらなかったということでもありますけれども、この後若干の時間を取っていただいて協議をお願いするということで、賛成ということをございましたので、暫時休憩しながらそうした協議を重ねてご報告を願うということで再度いたしたいと思いますが、そういうことで進めますのでよろしくお願い申し上げます。それでは暫時休憩いたします。

休憩 16:14

再開 16:18

会長 会議を再開いたします。ただ今、各議会の皆さんでご協議いただきましたので、報告をしていただいて進めて参りたいと思いますが、どなたか。はいどうぞ。

武藤委員 別室で3町村の議会議員の委員方の協議をしました結果、田沢湖、西木村は、残念ながら小委員会の決定には従いませんという結論でありましたので、この協議会で表決をした上で、決定していただきたいという事になりましたので、ご報告申し上げます。

会長 ただ今、武藤委員からのご発言は、合意に達しなかったけれども、ルールに則って採決を投票をすることは了解すると、そういう考え方で良いですか。お諮りいたします。ただ今のご説明ありましたように、小委員会でご報告いただいたものを採決、表決すると。

武藤委員 提案でしょう。今出しているのは。小委員会というのは、一つの例をあげた

ので、あなたの方で提案したものを、私たちは田沢湖と角館の委員の方々は賛成できませんけれども、皆さんが良ければその表決をして下さいという提案をしました。わかりますか。

田代委員 結果は尊重するということですね。

武藤委員 結果はもちろん尊重しますよ。ただ、持ち帰った後については、私たちはそこまでは申し上げませんけれども、いずれそういうことでありますので。

会長 ただ今、お話ありますように、採決をさせていただいて、この 10 号については決定をいたしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「なし」という声あり)

会長 異議なしということでもありますので、これについては採決して参りたいと思います。それでは採決の方法についてお諮りいたします。2つの方法を提案してまいりますが、起立採決の方法、それから無記名投票の方法と2つございますが、この2つの方法についてお諮りいたします。

(「起立」の声あり)(「投票」の声あり)

細川委員 無記名投票。

会長 ただ今、採決の方法については、無記名投票という提案もございますが、これは優先しますね。優先を会議ルール上は無記名という提案があればこれが優先しますので、無記名投票で決定をいたしたいと思います。ということで無記名投票で進めて参りたいと思いますがいかがでしょうか。

(「なし」という声あり)

会長 異議なしということでございますので、無記名投票で進めて参りたいと思います。準備の都合上、暫時休憩いたします。

休憩 16:30

再開 16:33

会長 会議を再開いたします。それではただ今提案いたします、議会議員の定数及び任期の取扱いについて、事務局から提案の内容を簡単に説明をさせます。

事務局長 協議案第 10 号議会議員の定数及び任期の取扱いについて、継続協議でございますが、提案内容について採決することになりましたので、提案内容のご説明をいたします。すでに皆さんお分かりのことと思いますが、今日の会議次第の 10 ページをご覧下

さい。提案内容ですが、1として、3町村の議会議員は市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、平成17年10月31日まで引き続き、新市の議会として在任する。2、新市の議会議員定数は24人とするという内容であります。在任特例を活用して、平成17年10月31日まで在任し、その後の議員定数24は人とする提案内容であります。それでは投票の方法についてご説明いたします。無記名投票でございますので、議席順にお名前を呼びますので呼ばれましたら投票用紙を受け取り、ステージ前の記載代で記入の上、投票箱へ投票お願いいたします。投票用紙には、先程の提案内容に賛成、反対と書いておりますので、それぞれの（まる）印をつける欄がございますので、1つだけ（まる）をしていただきたいと思います。2つ（まる）を付けたり、どちらに（まる）を付けたか特定出来ない場合は無効となりますのでご注意ください。左側が賛成。右側が反対の欄になります。投票の賛否ですが、会議運営規程第5条により、会議の議事は全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見の調整が出来ず、協議の進展に支障が招じた場合、出席委員の3分の2以上の賛同を持って議事を進めるものとするとなっております。現在の出席委員数は、田沢湖町の堀川委員がお帰りになったそうなので、会長を除きまして26名でございます。26名に3分の2の数は17.33となりますので、18名でございます。従いまして、18名以上の賛成投票があれば提案内容により確認されることとなります。先程言いましたが、会長は除かれることとなります。以上でございます。

会長 ただ今、事務局長から説明いたしましたように、投票用紙には賛成の方は賛成の方に（まる）を。反対の方は反対に（まる）をとという事で無記名投票に入らせていただきます。それでは事務局長より、それぞれ投票順序について、それぞれ指名致しますので、そうした順序で進めていただきたいと思います。なお、投票箱の確認と、投票の立会人については、皆さんの前で投票いたしますので、全員の皆さんが投票立会人と言う形で確認しながら進めて参りたいと思います。開票立会人については、終了後、私の方から指名して進めて参りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは事務局長の方にお渡しいたします。

事務局長 それでは投票を行います。議席順にお名前を及びいたしますので投票をお願いいたします。2番太田芳文委員からお願いいたします。3番田代千代志委員。4番佐々木章委員。5番沢田信男委員。6番高橋正男委員。7番信田幸雄委員。8番門脇明委員。9番田口喜義委員。10番戸沢清委員。11番小松直委員。12番田口勝次委員。13番辻均委員。14番山本陽一委員。15番武藤昭男委員。16番三杉真紀子委員。17番藤井けい子委

員。18 番小林一雄委員。19 番伊藤邦彦委員。20 番佐久間健一委員。21 番堀川光博委員は早退でございます。22 番稲田修委員。23 番鈴木重藏委員。24 番細川雪子委員。25 番佐藤雄孝委員。26 番佐藤宗善委員。27 番千葉勇委員。28 番本間智委員。

会長 投票が終わりました。投票漏れはございませんか。

(「なし」という声あり)

会長 投票漏れがないようでございますので、ただ今から開票いたしたいと思います。立会人を私からご指名をいたします。田沢湖町の千葉勇委員。角館町の小林一雄委員。西木村の佐久間健一委員の 3 名の方をお願いいたします。それでは開票に入らせていただきます。事務局。

(開票作業)

会長 ただ今、開票が終了いたしました。開票の結果について事務局より報告をさせます。事務局。

事務局長 開票の結果についてご報告いたします。投票総数が 26 票でございます。提案内容に賛成が 19 票。提案内容に反対が 7 票でございます。無効が 0 票でございます。先程、言いました通り出席委員の数が 26 人でございますので、3 分の 2 の数が 18 人となります。以上でございます。

会長 ただ今、事務局長より報告した通り提案内容に賛成の票数が 19 票で 3 分 2 に達しておりますので、提案内容の通り決定することに決定いたしました。それでは、協議案件 10 号については以上で決定をいたしまして、次に、協議案件 11 号農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについてを提案をいたしたいと存じます。事務局より提案内容の説明をさせます。その後、皆さんからご意見を頂戴したいと思います。

事務局長 それでは協議案第 11 号農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて継続協議でございますが、前にもご説明しておりますが、だいぶ期間も経ちましたので改めてご説明いたします。調整の内容としましては、12 ページをご覧ください。1、3 町村の農業委員会は農業委員会等に関する法律第 34 条第 1 項を適用し、平成 17 年 7 月 19 日まで、新市の農業委員会として存続する。その後 1 つに統合し、旧町村を区域とする 3 つの選挙区を設けるものとする。2 番として、選挙による委員の定数は 20 人とする。3 としまして、各選挙区ごとの委員の定数については、合併時までに調整するという内容でございます。下の説明事項につきましては、先にご説明しておりますので省略したいと思います。提案しましてから、法的に変わった内容がございますので、その所を藤村次長から説明していただきます。

事務局藤村 事務局の藤村です。今国会、今日が最終日になっておりますけれども、今国会で農業委員会の設置に関する法律の一部改正がございまして、12 ページの下の所の欄でございます、課題等の所で、3 つございますけれども 1 番下、農業委員会の選挙による委員の定数についてという所がございます。この中で、2 行目の所に、またの後に、選任の委員は、農協推薦 1 人、共済推薦 1 人、議会推薦 5 人以下となっておりますけれども、今回の改正によりまして、農協、共済の他に土地改良区からも推薦が入ることになります。それから議会推薦が 5 人となっておりますけれども、これが 4 人になります。更にその下の所ですけれども、なお書きの所でございますが、選挙による委員の定数が 20 人を超える場合は、農地部会を設置しなければなりませんとありますが、これは必置規程から設置する事が出来るというふうに改正になっております。この一部改正の法律ですけれども、今年の 5 月 26 日に交付されております。施行日につきましては公布日から 6 ヶ月に政令で定める日というふうな規程になっておりますが、まだ政令の方は出ておりませんので、遅くとも 11 月までには施行されるということになります。以上で法の一部改正について説明を終わります。

会長 ただ今、提案して参りました内容に、法律の改正によって説明した内容が若干付け加えられるわけでありますが、このことについては、提案をそうした法律に基づいて、提案をその部分を修正して提案するという事にいたしたいと思っておりますが、これについてはいかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

会長 異議なしということでございますので、ただ今説明した部分については修正をいたしまして、原案にいたしたいと存じます。それではこれの取扱いについてどういう方法で取扱いをしたらいいのか、皆さんにご提案をお願いいたしたいと思っておりますが、それでは、ただ今ご提案を申し上げましたが、皆さんのご意見もございまして、この原案で賛成をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(「なし」という声あり)

会長 賛成ということでございますので、この原案で協議案件 11 号農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては決定をいたしました。これで今日ご提案いたしました全協議案件が終了いたしました。大変、議事の進行については、大変皆さんにご心配をおかけいたしました。懸案でありました約 2 年間の経過について、決定をしていただきましたので、これをバネとして更に皆さんとこの後の協議を重ねて参ることを申し添えまして、事務局の方にお返しいたしまして、今日の協議会を終了いたしたいと思っております。

事務局長 それでは本日の第 5 回臨時合併協議会の協議案の内容につきまして、確認して参りたいと思います。協議案第 5 号新自治体の名称につきましては、休憩を挟みまして協議を重ねた結果、仙北市に決定いたしました。協議案第 10 号議会議員の定数及び任期の取扱いにつきましては、採決の結果、原案のとおり確認していただいております。協議案第 11 号農業委員会委員の定数及び任期の取扱いにつきましては、原案のとおり確認されました。以上でございますが間違いないでしょうか。そでは最後に、次回の定例協議会につきましては、6 月 25 日金曜日、西木村で開催する予定でございますので、よろしく願いいたします。以上をもちまして、第 5 回臨時田沢湖・角館・西木合併協議会を終了させていただきます。本日はどうも長い間ありがとうございました。

閉会 16:55

署 名

会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

会長（議長）

委員

委員

委員